

岐阜大学産官学連携推進本部 知的財産部門主催

知的財産セミナー

事例に学ぶ知的財産

意匠権侵害訴訟における 意匠の要部の認定について

日時 令和2年1月17日（金） 17:00~18:00

場所 岐阜大学 研究推進・社会連携機構 1階ミーティングルーム

講師 岐阜大学非常勤講師

特許業務法人 広江アソシエイツ特許事務所

所長 弁理士 廣江 政典



特許業務法人

広江アソシエイツ特許事務所

岐阜市宇佐3丁目4-3 〒500-8368

Tel 058-276-2122 Fax 058-276-7011

E-Mail info@hiroe.co.jp

Website <http://www.hiroe.co.jp/>

大阪地裁 平成 29 年 (ワ) 第 8272 号 令和元年 8 月 29 日判決

原告

株式会社ハック

- ・ 登録題 1 5 5 1 6 2 4 号の意匠に係る物品を「そうめん流器」とする意匠権者
- ・ そうめん流し器「流しそうめん 風流」を販売。

被告

時代健康研究株式会社

- ・ 日用品の輸入、販売を目的とする株式会社で、前社名は「株式会社 星基」
- ・ そうめん流し器「素麺物語」を販売

事件の経過

平成 27 年 8 月 28 日	意匠出願
平成 28 年 1 月 19 日以降	原告商品を販売
平成 28 年 5 月 13 日	意匠登録
平成 29 年 3 月 3 日以降	被告商品を販売
平成 29 年 9 月	訴提起
平成 30 年 4 月 18 日	意匠登録無効審判請求
平成 31 年 3 月 20 日	請求不成立審決 (確定)
令和元年 6 月 1 4 日	口頭弁論終結
令和元年 8 月 29 日	判決言渡

本件登録意匠



原告商品



被告商品



意匠権の権利範囲を決めるポイント

- ・ 意匠とは物品の形態であって視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。(第 2 条)
- ・ 意匠権の効力は登録意匠と同一に限らず、類似意匠にまで及ぶ。(第 23 条)
- ・ 登録意匠の範囲は願書および図面に基づいて定める。(第 24 条 1 項)
- ・ 類似判断は需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行う。(第 24 条 2 項)

意匠の要部とは

- ・ 登録意匠および侵害とされる意匠において需要者が最も注意をひかれる部分、重きをおくべき部分を意匠の要部という。
- ・ 要部が共通する場合両意匠は類似し、異なる場合両意匠は類似しない。
- ・ 意匠の要部に差異がある場合であってその差異が軽微である場合は両意匠は類似する。
- ・ 公知や周知である部分は、需要者にとってありふれて見えるので注意を引かないし、重きを置かれないので要部とならない場合が多い。

従来公知なそうめん流し器

① 流水プール型

上面が開口したトレイ部の中央に回転器を配置したプール部を有するもの。(そうめんが流れるレール部は存在しない。)



② ウォータースライダー型

そうめんを上部から下部のトレイ部に流すレール部を有するもの。(原告旧商品やバンダイの「そうめんや」がこれに該当する。)



(原告旧商品)



(バンダイの「そうめんや」)

①②はいずれも公知である。ただし、ウォータースライダー型のそうめん流し器に流水プール型のトレイを付属したものは出願前には存在していなかった。

原告の主張

- 原告旧商品の構成を参酌すると、本件意匠の構成のうち、①トレイ部の先端部分の丸みを帯びた形状、②トレイ部の中心に設けられた楕円状の回転器の存在、③トレイ部のポンプ側に設けられた弧状仕切り壁の存在は、いずれも原告旧商品意匠の構成と異なる。したがって、本件登録意匠の要部は、上記①～③の構成である。

被告の主張

- ウォータースライダー型のそうめん流し器は原告の旧商品により公知である。
- トレイ部の構成についても、トレイ部内の中央に回転器を配置した楕円環状のプール部を形成した流水プール型は公知。
- 本件登録意匠に係る物品であるそうめん流し器は、トレイ部から吸い上げられた水が吐水口部分から流れ出てくる。需要者は、回転器に薬味を載せた上で、吐水口部分から流出

した水を受ける水受け部分にそうめんを落とし、レール部を流れ落ちたり、トレイ部を回転したりするそうめんを食する。本件登録意匠に係るそうめん流し器のこうした用途、使用態様からすると、需要者が、吐水口部分の構成を把握せずに本件登録意匠の構成を把握することはあり得ない。

- ・ これらの点を鑑みると、本件登録意匠の要部はウォータースライダー部やプール部ではなく、吐水口部分の形状である。
- ・ 両意匠の吐水口部分には明らかな形状の差異があり、両意匠は非類似である。

裁判所の判断

- ・ 登録意匠とそれ以外の意匠との類否の判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行う（意匠法 24 条 2 項）。この判断に当たっては、両意匠の基本的構成態様及び具体的構成態様を全体的に観察するとともに、意匠に係る物品の用途や使用態様、公知意匠等を参酌して、需要者の最も注意を引きやすい部分、すなわち要部を把握し、要部において両意匠の構成態様が共通するか否かを重視して、両意匠が全体として美感を共通するか否かによって判断するのが相当である。
- ・ 意匠においては、様々な要素の組合せから構成される全体としての視覚情報が最終的には意味を有するものであり、一部に公知意匠が含まれていても、他の要素と併存することで全体としては異なる意匠を構成することもあり得る。このため、意匠の要部の認定に際しては、公知意匠を参酌する必要があるものの、公知意匠が包含されることをもって、直ちにその部分を要部から排除すべきものではない。
- ・ 本件登録意匠の意匠登録出願前から存在するウォータースライダー型のそうめん流し器には、そのトレイ部として流水プール型のそうめん流し器のような形状のものはなく、流れるそうめんをすくい上げることを楽しむことができる部分はレール部だけであった。他方、本件登録意匠の意匠登録出願前から存在する流水プール型のそうめん流し器は、それ自体で意匠として完成しており、レール部を備えたものはなかったため、流れるそうめんをすくい上げることを楽しむことができる部分はトレイ部だけであった。

- ・ これに対し、本件登録意匠は、流しそうめんを楽しむことができる構成としてレール部及びトレイ部のいずれをも備えるという点で、その意匠登録出願の出願前にそれぞれ存在したウォータースライダー型及び流水プール型の各そうめん流し器の構成を組み合わせたことに特徴があり、これは、公知意匠には見られない新規な特徴といえる。また、需要者は、そうめんの流れ方やすくい取りやすさに関心を持つ以上、本件登録意匠の構成態様のうち、水路部のうちのレール部と回転器を有するトレイ部とが結合して成る形状に注目すると考えられる。
- ・ 本件の証拠及び弁論の全趣旨を総合的に考慮しても、本件登録意匠の意匠登録出願前までに、ウォータースライダー型のそうめん流し器において、トレイ部の中央に流水プール型のように回転器を配置してプール部分を形成しているものが存在したことを認めるに足りる証拠はない。
- ・ 他方、そうめんを流すための水が吐出される部分は、そうめんを流す際に必然的に需要者が目にする部分ではある。しかし、当該部分が意匠全体に対して物理的に占める割合は必ずしも大きくはなく、また、需要者がそうめん流しを楽しむに当たって吐水口部分の形状に強い関心を持つとも思われぬ。したがって、②の差異点は、全体の印象に大きな影響を与えるものではない。
- ・ 以上の点を踏まえると、両意匠は要部を共通にし、需要者に対し、本件登録意匠の意匠登録出願前に存在したウォータースライダー型及び流水プール型のそうめん流し器とは異なり、両者を組み合わせた新たなタイプのそうめん流し器であるという共通の印象を与えた上で、全体的に同様の形状をも備えているという印象を強く与えており、このような印象が前記差異点のもたらす印象により凌駕されるものではない。したがって、被告意匠は、本件登録意匠に類似するものと認められる。

講師のコメント

要部の認定について裁判所は原告や被告の主張とは異なった見解を取ったということになります。

以上